

2 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の二の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P 17以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

＜記載例＞

別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の記載内容】

■ **OCR入力用** ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 **法** **F B 0 6 1 3** ■

令和 8 年 2 月 28 日 ① 麹町区役所長殿

② 納税地 東京都千代田区霞が関 3-1-1

③ 法人名 株式会社 国税商事

④ 法人番号 9999999999999999

代表者 国税 太郎

住所 東京都中央区築地 5-3-1

⑤ 令和 07 年 01 月 01 日 事業年度分の法人税 確定 申告書

令和 07 年 12 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書

⑥ 500000000

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)

法人税額 (48) + (49) + (50)

法人税額の特別控除額 (別表六「15」)

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

【別表一次葉の記載内容】

事業年度等	07・01・01 07・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表一次葉
法人税額の計算				
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	45	⑫ 8,000,000	(45)の15%、17%又は19%相当額	48 1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	00	(46)の22%相当額	49
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)				

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞ ⑩

「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄: 「00380」 ⑪

「適用額」欄: 「45」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	07・01・01 07・12・31	法人名	株式会社 国税商事		別表十六(七) 令七・四・
資産 区 別	種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品			
	構	造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器			
	細	目	3	電子計算機	複写機	その他の			

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 ⑬

「区分番号」欄：「00277」 ⑭

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 730,000 円

⑮ 730,000 円	
-------------	--

【適用額明細書への転記後のイメージ】

別記様式

令和 8 年 2 月 28 日

① 麹町 税務署長殿

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話(03) 3581-4161

(フリガナ) カブシキシャ コクセイショウジ

法人名 ③ 株式会社 国税商事

法人番号 ④ 9999999999999999

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 1000000000

所得金額又は欠損金額 ⑥ 500000000

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

整理番号 ⑨ 00456789

提出枚数 01 枚 うち 01 枚目

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 令和 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42 条の3の2 第1項 第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67 条の5 第1項 第1号	⑭ 00277	⑮ 7300000

(参考) 区分番号「00603」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和7年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和7年旧措置法」等を記載してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
令和7年旧措置法 第42条の12の4 第2項 第 号

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
なお、「再提出分」は、修正申告書の提出に併せて「適用額明細書」を再提出する場合や、「当初提出分」に記載誤りがあり、再度「適用額明細書」を提出する場合が該当します。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の二の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
(参考) 「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P 9の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

- (4) 「業種番号」欄は、P 14の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P 14の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に1 文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
(注) 外国法人にあつては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないで

ください。

- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。